

令和6年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年11月26日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 令和6年11月26日（火）午後3時00分 開会

1. 令和6年11月26日（火）午後4時26分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番 佐藤育男	2 番 鎌田 正	3 番 黒沢龍己	4 番 森元淑雄
5 番 高橋徳久	6 番 橋村 誠	7 番 武藤義彦	8 番 熊谷隆一
9 番 佐藤文子	10 番 小松栄治	11 番 荒木田俊一	12 番 伊藤福章
13 番 古谷武美	14 番 後藤 健	15 番 青柳宗五郎	16 番 鈴木良勝
計 16 名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0 名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0 名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 松田知己 副管理者 小松英昭
消防長 佐々木伸吾 事務局長兼管理課長 佐藤大 消防次長 小笠原伸一
大曲消防署長 高橋倫 角館消防署長 鈴木和仁 消防総務課長 武藤亮幸
環境事業課長 瀬川敬 介護保険事務所長 上田泰彦 環境事業課参事 山本博康
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課主幹 九島芳謙
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主任 高橋絵美

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第21号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

(2) 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第24号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

(5) 議案第25号 令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について

(6) 議案第26号 新中央し尿処理センター施設整備事業に係る工事請負契約の変更について

(7) 議案第27号 令和5年度決算の認定について

議 長 (古谷武美)

はい、定刻になりましたので、議事に入ります前に、一般質問がありましたので、議事日程の差し替えをお願いします。

これより令和6年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。

管理者 (老松博行)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、老松管理者。

管理者 (老松博行)

それでは、この場をお借りして、当組合の諸般の状況についてご報告いたします。

はじめに、管理課関係について申し上げます。

事務部局の採用試験につきましては、9月29日に1次試験、10月30日に2次試験を実施しており、上級職1名、初級職1名の最終合格者と補欠合格者1名を決定し、11月11日に発表しております。

次に、斎場関係について申し上げます。

新南部斎場建設事業につきましては、建物東側の駐車場整備などの外構工事がすべて完了し、9月25日に竣工、同日引渡しを受けております。全面供用開始となって以降、事故等もなく順調に稼働しております。また、北部斎場の大規模改修事業につきましては、先ほど議員説明会でご説明いたしましたとおり、来年度の工事発注に向けて現在、詳細設計を進めているところであります。

本年8月26日付けの文書で議員各位にお知らせしておりました、国道13号大仙市神宮寺福島交差点への中央斎場案内標識の設置工事につきましては、10月17日に上り線と下り線に各1枚の標識の設置を完了し、設置工事費49万9,400円のうち、予備費から28万円を充当させていただいております。今後は、国交省管理地以外の候補地につきましても、設置に向け検討を進めてまいります。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、工程どおり順調に工事が進んでおり、年内には建物がほぼ完成する予定であります。年明けからは、消防や建築主事による工事完了検査を受けた後、機器性能の要求水準確認を実施し、最終的な当組合の完成検査を経て引渡しを受けることとしております。現在、工事の最終工程と並行し、運営・維持管理業務の受託業者と運転管理に関する打合せを行っており、来年4月のスムーズな事業開始に繋げてまいります。

なお、新施設のお披露目も兼ねまして、竣工式や内覧会を執り行うこととしておりますので、議員各位におかれましては、ご案内の際には是非ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

また、先ほどの議員説明会でご説明いたしました労務単価の引上げや資材単価の高騰による増額に対する予算措置につきましては、今次定例会に補正予算案及

び工事請負契約の変更に係る単行案を上程いたしておりますので、ご審議方より
しくお願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

西分署の屋根改修工事につきましては、劣化部分の補修や防水処理等を実施し、
10月3日に完了しております。

本年度の車両更新につきましては、中仙分署に配備の高規格救急自動車及び高
度救命処置用資機材については来年2月の納車、東分署及び協和分署に配備の消
防ポンプ自動車については来年3月の納車を予定しておりますが、昨年度に引き
続き、全国的にトラックメーカーの生産が需要に追いついていない状況にあり、
当組合におきまして消防ポンプ自動車の納車の遅れが懸念されるところであり
ます。今後も受注者と連絡を密にしながら年度内の納車に努めてまいります。

消防職員の採用試験につきましては、9月22日に1次試験、10月23日と
24日に2次試験を実施しており、最終合格者11名と補欠合格者2名を決定し、
11月15日に発表しております。内訳は、最終合格者のうち初級消防が8名、
初級救命が3名、補欠合格者は、初級消防が2名となっております。

11月21日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が47件で、
前年同日と比較し10件の増、救急件数は5,703件で337件の減、救助件
数は59件で18件の減となっております。このほか、山菜採りなどによる行方
不明者の搜索事案が大仙市で2件、仙北市で3件発生し、登山中の搜索救助事案
が大仙市で1件、仙北市で2件発生しております。

また、熊による人的被害が仙北市で1件発生しております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

本年8月データによる管内の第1号被保険者数は47,386人、要介護認定
者数は9,719人、サービス利用者数は8,048人、給付総額は約14億4,
190万円となっており、前年同月との比較では、高齢者数は298人、認定者
数は139人、サービス利用者数は54人のいずれも減となっております。給付
費は約4,070万円、率にして2.9%の増となっており、本年度の介護報酬
プラス改定が主な要因となっております。

サービス別では、居宅サービスはほぼ横這いで推移しておりますが、地域密着
型サービスについては、グループホームの新規開設と有料老人ホームからの転換
が各1施設、地域密着型介護福祉施設の新規開設が1施設あり、合わせて約1,
040万円の増となっております。施設サービスにつきましては、利用者数に大
きな変動はありませんが、報酬改定の影響が大きく、約2,860万円の増とな
っております。サービス利用状況の推移については、引き続きその動向を注視し
てまいります。

本年度の制度改正への対応状況についてであります。3年に一度行われる改
正の内容の周知並びに介護サービスに係る質の確保及び給付の適正化を図ること
を目的とした動画を作成し、圏域内にある91の地域密着型サービス事業所に配
信しております。多くの事業所職員から視聴いただき、改正内容等について細部
に渡り効率的かつ効果的に周知できたものと考えております。今後も、事業所の

サービスの質の向上のため、公正な事業所指導に努めてまいります。

最後に、令和7年度当初予算の編成状況について申し上げます。

当組合では、例年、主な事業の内容や負担金の増減見込みなどについて構成市町の財政担当課や事業担当課に説明する会議を設けており、本年度は、10月31日に開催しております。

現在、経常経費の積上げのほか、すでに先般構成市町にお示しした主要事業についても再精査しながら編成作業を進めておりますが、人件費や物価の高騰が続く社会情勢により、組合予算が構成市町に及ぼす財政負担はさらに高まることを念頭に置きながら、事業効果を検証した実効性のある予算に仕上げてまいりたいと考えております。

以上、当組合の諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

議 長 (古谷武美)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において15番青柳宗五郎議員、16番鈴木良勝議員、1番佐藤育男議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「令和6年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。9番佐藤文子議員。

議 員 (佐藤文子)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、9番。

議 員 (佐藤文子)

佐藤文子です。介護保険事業について、3点に渡って質問させていただきます。

まず、介護労働者確保のための賃金アップについてです。全国的に介護労働者の不足が指摘されており、その要因の一つに、介護労働者の賃金が低すぎることであげられております。

第9期介護保険事業計画に向けた介護報酬改定で1.59%増となりましたが、

物価上昇分をカバーしないばかりか、介護職の全産業平均給与を大きく下回る、月約7万円の差があるわけで、これを埋めることはできないのであります。現行では報酬改定は3年毎に行われておりますけども、物価上昇と賃金等の状況を反映した毎年度の改定が必要であり、また利用者の負担増とならないよう、低すぎる国の公費支出の引上げが最も重要であるところであります。

しかし、当介護保険事業所で働く労働者は全産業労働者の中でも多くを占めており、地域経済を支えております。安心して地域の中で働き続けられるよう国の介護報酬に上乘せして、賃金アップにつなげる独自支援を検討できないものか。介護労働者確保の現状と課題と合わせこれへの見解をお聞かせ願います。

二つ目は、要支援者のサービス利用状況についてお伺いします。

まず、令和5年度の要介護認定数のうち、前年と比較し大きく変動しているのは、要介護1が134人減の2,033人、要支援1・2が84人増の2,527人です。全認定者数に対する要支援1、2の割合は、26%となり過去10年の中で最高となっております。区分変更において、要介護1から要支援に移行した方がおられると思いますけども、いるとすれば何人かお知らせ願います。

二つ目に、要支援になればサービスの頻度や時間が少なくなります。要介護1で受けていたサービスを受けられなくなったり、その分家族の負担が増えることになるとも考えられますが、いかがでしょうか。

また、介護予防サービス給付費と地域支援事業費の中の介護予防・生活支援サービス事業費は前年に比べそれぞれ1,210万6千円、908万3千円増加しておりますが、これらが要支援者への必要なサービス提供をしっかりとカバーしているものなのでしょうか、見解をお聞かせ願います。

質問の最後に、新型コロナ5類移行後における介護サービスの現状と課題についてお伺いします。新型コロナ感染症発生を機に、訪問介護や訪問入浴、訪問リハビリ、地域密着型サービスにおける通所型サービスの利用が減少するとともに事業所の休止や廃止もあったと伺っております。新型コロナが5類に移行した令和5年5月以降は介護あるいは予防サービスの提供体制に改善が図られているものと思われそうですが、現状と課題について伺います。

以上3点についてのご答弁をお願いいたします。

議長 (古谷武美)

答弁を求めます。上田介護保険事務所長。

所長 (上田泰彦)

はい、議長。

議長 (古谷武美)

はい、所長。

所長 (上田泰彦)

佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の1点目は、介護労働者確保のための賃金アップについてであります。介護職の賃金につきましては、第9期介護保険事業計画に向けた介護報酬改定において、職員の処遇改善分0.98%を含む1.59%のアップ改定が行われており、

国では令和6年度に＋2.5%、令和7年度に＋2.0%のベースアップが実現できるとしております。一方で議員ご指摘のとおり、介護職の平均給与につきましては、全産業平均を下回っている状況が続いております。また、介護労働者確保の現状としましては、大曲、角館ハローワークの9月の介護分野の求人倍率は約2倍となっており、平成30年のピーク時の約4倍と比較しますと、国が進める処遇改善による賃金アップ等の効果で改善はしているものの、依然人手不足の状況が続いていることが伺えます。

議員が挙げておられる更なる賃金アップに向けて国の介護報酬に上乘せする独自支援につきましては、介護保険制度上、一部のサービスにおいて報酬の上乘せが可能となっておりますが、賃金アップに特化した報酬の上乘せではございません。今のところ市町村が一般財源で独自に実施しているとの情報はなく、当組合としましては、賃金アップの施策は国が主導で進めるものとして、国に対して全国介護保険広域化推進会議等の場で賃金アップに向けた介護報酬の更なる引き上げを要望してまいります。また、国が進める処遇改善加算の確実な取得に向けて、運営指導などの際に、取得していない事業所に対して、聞き取りと取得に向けた助言を行うなどの支援を行ってまいります。加えて、賃金アップ以外の人材確保に向けた取組としまして、介護の資格を持たない方を対象に介護入門的研修を実施するなど、介護の仕事につなげるための事業を実施してまいります。

質問の2点目は、要支援者のサービス利用状況についてであります。令和5年度3月末時点の要支援1・2の認定者2,527人のうち、要介護1から移行された方は156人となっております。サービスの利用状況につきましては、要介護認定審査会において、前回要介護1と認定された時よりも状態が改善、安定したことで介護の手間も少ないと判断されていることから、利用するサービスの量も減少しているケースがほとんどであります。実際に要支援1・2の方の利用限度額に対する利用額の割合は約45%と必要なサービスは保険の適用内で利用できしており、サービスを利用できず家族の負担が増えるケースはほぼないものと考えておりますが、実際に要支援でのサービスを利用して、上限を超える状態が続くような場合は、認定された介護度と介護の手間、必要量が見合っていない可能性がありますので、区分変更申請をしていただくことで再度の認定審査をいたします。なお、令和5年度の要支援者の区分変更申請の件数は479件となっております。介護予防サービス給付費と介護予防・生活支援サービスの増に対するサービスの提供体制につきましては、管内の訪問介護事業所の約63%、通所介護事業所の約93%が予防サービス、介護予防・生活支援サービスの指定を受けており、また、ケアマネジャーからサービス提供事業所を確保できないとの報告も受けておらず、必要なサービスを提供する体制は整っているものと考えております。

質問の3点目は、新型コロナウイルス5類移行後における介護サービスの現状と課題についてであります。新型コロナウイルスのまん延による外出控え、介護サービスの利用控え等の影響により、議員のご指摘のとおり、コロナウイルスまん延の令和2年1月から5類感染症になった令和5年5月までに訪問介護、訪問入浴、

訪問リハビリ、地域密着型通所介護の計72事業所の内9事業所が休廃止となっております。5類に移行後の現状としましては、訪問介護や通所介護で新規指定を受ける事業所があり、介護提供体制に改善がみられております。課題としましては、1点目の質問でも触れておりますが、介護人材不足が挙げられ、当組合としましては、介護員不足により事業所が休廃止し、サービスを利用したくても利用できない状況に陥らないよう、介護従事者の処遇改善や介護サービス事業所の業務効率化に向けた支援や人材確保のための取組を実施してまいります。

私からは以上でございます。

議 長 (古谷武美)

はい、9番再質問はありませんか。

議 員 (佐藤文子)

はい。

議 長 (古谷武美)

はい、9番。

議 員 (佐藤文子)

ありがとうございます。

まず、介護労働者の賃金の問題で、それから、事業所がコロナの時に、休廃止したというふうなことも私も述べましたが、その通りあったというふうなことでありましたけれども、実はこの介護報酬で人件費が賃金アップに繋がる介護報酬というものが本当に政府の方で考えているのかというふうなことを考えますと、まず0.9%だけが、今年度の1.53%の介護報酬アップの中の賃金部分というのはその程度なわけでありすけれども、この4月から実は訪問介護についての介護報酬が2～3%引下げられたというふうなことで大問題になっております。そして当然、訪問介護を行っている事業所というのは、民間の大きな事業所などは、効率が悪いので引き受けない、そういう意味では、地域の社会福祉協議会だとか、そうしたところがそれらを多く引き受けているという実態の中で、報酬が引き下げられた訪問介護を主体とする職員の皆さんが、ベースアップが一体どれだけ上がったのかというのがすごく心配なところであります。そういう意味で給与改定が公務員の皆さん、あるいは民間で働く皆さんの給与改定なども結構出てきているわけでありすけれども、こうした介護ケアワーカーの皆さんの報酬、賃金が、この報酬が引き下げの中で、わずかに報酬を上げた、その一方で大きく報酬を引き下げる、こうした中で、本当にケアワーカーの賃金が上がるのかというところで大変格差もまた出てくるのではないかと、大変心配しているわけですが、いずれ、社会福祉協議会、全国の団体、あるいはホームヘルパー協議団体、こういったところがこの介護報酬引き下げに対して抗議文を送ったというふうなことも起こっているわけですが、そういう風な意味でこのホームヘルパーの報酬というふうなものの賃上げが、本当に現状に全く即していない、これが人材確保というふうな点では大変な問題でありますし、そういうふうな意味では訪問介護に従事する方々の賃金アップしっかり、特にこの当介護保険事務所でも、国の制度として待つということだけではなく、とにかく国に対してしっ

かり要求していくと同時に、やっぱり21億円ほどの基金があるわけです。そういうふうな意味で少しベースアップに繋げる、そういう介護保険事務所独自の基金を活用したそういう報酬というふうなものに手当を入れるというふうな考えというようなものもやっぱり持って行かないといけないんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう意味では、介護保険事務所長の判断というよりも、全体の介護保険の管理者であります老松管理者含めましてね、今のそうしたケアワーカーを巡る、そうした賃金全くアップに繋がっていかない、こういったところへの問題を当介護保険事務所としてどう対応するかというふうなところ、真剣に考えてもらいたいなというふうに思っているわけです。ぜひ、これに対するお考えをどちらでもいいですが、お聞かせいただければというふうに思います。

議 長 (古谷武美)

はい、答弁を求めます。

所 長 (上田泰彦)

はい。

議 長 (古谷武美)

はい、所長。

所 長 (上田泰彦)

佐藤文子議員からの再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり訪問介護につきましては、介護全体では増の改定だったんですけれども、訪問介護につきましては減の改定ということで、そちらの団体の方からも苦しいという声が挙がっておりまして、国の方でも実態調査、アンケート調査を行っているところでございます。こちらにつきましては、介護報酬改定が、通常は3年に1回なんですけれども、処遇改善につきましては、国の方で6年度プラス2.5%、令和7年度2%のベースアップを謳っていて、3年目につきましては、他産業との状況を踏まえて、3年目の処遇改善加算の方を行っていくというようなことを国の方で申しておりますので、こういった訪問介護だけではないんですけれども、他産業との実態を比べた上で国の方で3年目、何かしらのベースアップに対する加算等の施策の方を実施するものと考えておりますので、その実施に向けて、こちら広域としましては、繰り返しになりますけれども、賃金の施策につきましては国主導ということで、そちらの方、3年目のベースアップに向けての要望等を上げていきたいと考えております。

保険者としてなかなか賃金アップに繋がるための独自支援というのは、最初に説明させていただいたとおり難しいところもございますので、まずは国の方が確実にそういったところを実行していくようなことで要望してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長 (古谷武美)

はい、9番、再々質問ありませんか。はい管理者。

管理者 (老松博行)

今、具体的なことについては介護保険事務所長が申したとおりでありますけれども、市長会といたしましてもですね、全国市長として6月ですかね、今年の、

介護保険制度の充実というようなことの中で、やはり、人材の確保、介護人材の確保について、それから介護報酬等について、国に対して強く要望しているところでもありますので、全国の市町会がそうした形で今、佐藤議員がおっしゃったものを含めてですね、要望しているという状況にあります。よろしくお願いします。

議 長 (古谷武美)

はい、9 番再々質問ありませんか。

議 員 (佐藤文子)

ありません。ありがとうございます。

議 長 (古谷武美)

はい、これにて、質問を終わります。

日程第 5「議案第 2 1 号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第 2 1 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」をご説明申し上げます。

議案説明資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

秋田県市町村総合事務組合の構成団体である井川町・潟上市共有財産管理組合が、井川町で財産管理を行うこととして、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解散することに伴い、総合事務組合規約の変更が必要となっております。

地方自治法第 2 8 6 条の規定により、一部事務組合の構成団体の数を減少させ、又は規約を変更する場合は、構成団体との協議によりこれを定めることとされていることや、同法第 2 9 0 条の規定により、当該協議については、構成団体の議会の議決を経るものとされているため、構成団体である当組合議会において議決をお願いするものでございます。

以上、議案第 2 1 号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第 2 1 号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第22号」、日程第7「議案第23号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第22号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第23号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第22号をご説明いたします。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、一般職の給料表、期末・勤勉手当及び寒冷地手当について改定を行うものでございます。

一つ目の給料表の改定につきましては、民間給与との較差を埋めるため、大卒者の初任給を23,800円、高卒者の初任給を21,400円それぞれ引き上げるなど、若年層に重点を置き全ての職員を対象として本年度分の給与を引き上げるにより、給与水準を平均約3%引き上げるものでございます。

二つ目の期末・勤勉手当の支給割合につきましては、民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、両手当の年間支給月数をそれぞれ0.05か月ずつ引上げて、合計4.6か月とするものであり、本年度は、12月支給分を引き上げることにより対応するものであります。

三つ目の寒冷地手当の改定につきましては、世帯区分に応じた支給月額を、それぞれ資料に記載してありますとおり増額するものであります。

本案は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第23号についてご説明申し上げます。

議案説明資料の4ページをご覧ください。

本案は、専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。

当組合の専任副管理者の期末手当につきましては、大仙市の上下水道事業管理者に合わせることであり、年間支給月数を3.4か月から0.05か月引き上げて3.45か月とするものでございます。

本案は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第22号及び議案第23号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより議案第22号及び議案第23号の2件を一括して採決いたします。本2件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本2件は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第24号」、日程第9「議案第25号」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

それでは、議案第24号の令和6年度11月補正予算及び議案第25号の令和6年度負担金の一部変更について、一括してご説明申し上げます。

始めに、議案第24号「令和6年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」をご説明いたします。

議案説明資料の6ページをご覧ください。

今回の一般会計の補正は、衛生費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,075万2千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ72億675万3千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。

1款分担金及び負担金1項7目廃棄物処理費負担金は、5,811万5千円の増額で、新中央し尿処理センター建設事業費の増によるものでございます。

7款繰越金は、263万7千円の増額で、衛生費の財源として充当するものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

4款衛生費1項1目斎場費は、263万7千円の増額で、令和6年度末に斎場職員1名が定年退職を迎えることに伴い、派遣職員1名を増員するための業務研修期間4ヶ月に係る人件費相当分に加え、現在の派遣人員7名分の基本給ベースアップにより不足が見込まれる派遣業務委託料を増額するものでございます。2項5目新中央し尿処理センター建設事業費は、5,846万5千円の工事費増額分から地中障害物撤去費用として当初予算に計上しておりました工事費の不要見込額35万円を差し引いた5,811万5千円を増額するもので、その内容としては、先ほど議員説明会でも説明いたしましたとおり、新施設の建設工事における労務単価の引き上げや建設資材の高騰により、当初の契約額から大き

な乖離が生じたことから、受注者側からの全体スライド条項適用の要請に基づき工事請負費を増額するものでございます。

続きまして、議案第２５号「令和６年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」をご説明いたします。

議案説明資料の７ページをご覧ください。

ただ今ご説明いたしました議案第２４号の一般会計補正予算を受け、廃棄物処理費負担金について５，８１１万５千円を増額し、変更後の令和６年度負担金総額を、大仙市５４億９０２万９千円、美郷町１４億５，８９３万１千円、合計８８億７，４６９万１千円と定めるものでございます。

以上、議案第２４号の令和６年度１１月補正予算及び議案第２５号の令和６年度負担金の一部変更について、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第２４号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、「議案第２５号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０「議案第２６号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤局長。

局 長 (佐藤大)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、局長。

局 長 (佐藤大)

議案第２６号「新中央し尿処理センター施設整備事業に係る工事請負契約の変更について」をご説明申し上げます。

議案説明資料８ページをご覧ください。

本案は、令和４年１１月２９日に本契約、本年２月２１日に変更契約の議決を

いただいております、新中央し尿処理センター施設整備事業につきまして、再度、変更契約を行うものでございます。

先の議員説明会でもご説明申し上げましたが、労務単価の引き上げや建設資材の高騰により契約金額との乖離が大きくなったことから、本年4月11日に、受注者でございます月島JFEアクアソリューション株式会社から契約条項に基づく増額についての協議要請があったことから、契約金額を変更するものでございます。

変更契約金額は、28億2,111万5,000円となり、前回の契約額と比較し、5,846万5,000円の増額となるものでございます。

以上、議案第26号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (古谷武美)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。本案は原案のとおり決すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第27号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松副管理者。

副管理者 (小松英昭)

はい、議長。

議 長 (古谷武美)

はい、副管理者。

副管理者 (小松英昭)

議案第27号令和5年度決算の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、本組合の一般会計と介護保険特別会計に係る令和5年度歳入歳出決算について、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容につきましては、お手元にお配りしている「両会計歳入歳出決算書並びに附属書」に記載されているとおりでありますけれども、去る9月20日、当組合監査委員より審査をいただいておりますので、別途ご確認いただければと存じます。

それでは、説明に入らせていただきます。

説明は、議案説明資料を用いて行いますので、恐れ入りますが、議案説明資料10ページの歳入歳出決算総括表、これをご覧いただきたいと思います。

はじめに、上段の一般会計について申し上げます。

歳入は、予算現額66億244万7,400円に対し、収入済額が65億9,188万6,486円で、収納率は99.2%、予算現額との比較で1,056万914円の減となっております。なお、収入未済額が5,038万2,530円発生しておりますけれども、これは、納車遅れによる明許繰越しした消防ポンプ自動車の更新に係る構成市町負担金4,868万5千円などとなっております。これが翌年度に繰り越したことによりまして生じたものでございます。

一方、歳出でございますが、支出済額が64億9,622万2,219円で、執行率は98.4%となっております。翌年度繰越額は繰越明許費を設定した事業の明許繰越分と継続費を設定している事業の通次繰越分を合わせて4,868万6,200円、不用額は5,753万8,981円であり、歳入歳出差引額は9,566万4,267円となっております。

内訳であります、この資料には記載がございませんけれども、人件費が33.3%、物件費が32.9%、普通建設事業費が27.7%などとなっております。

次に、主な事業の実施状況について、100万円以上の事業をピックアップしてご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。

上段から、衛生費の斎場費は、火葬炉等設備補修工事が、中央、南部、北部の3斎場の合計で893万2千円、新南部斎場建設事業が、建物の建設工事や火葬炉設備工事、備品類購入などの経費を合わせて、約6億6,537万9千円、新中央し尿処理センター建設事業費は、国庫補助対象事業である建物の建設工事や設計・施工監理業務などの経費を合わせて、約7億9,258万2千円、消防費の施設整備費は、高機能消防指令センター部分改修事業が、2億4,871万円、災害情報案内装置改修事業が、約338万6千円、大曲消防署協和分署ホース乾燥塔新設工事が、198万円、消防車両更新事業が、大曲消防署南分署及び角館消防署配備の高規格救急自動車並びに角館消防署、田沢湖分署配備の広報連絡車の更新に係る経費合わせて、7,623万円となっております。

次に、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

資料は戻りまして、10ページ、総括表の中段となります。

歳入は、予算現額187億9,597万4千円に対し、収入済額が190億6,495万6,665円、収納率は99.8%であり、予算現額との比較で2億6,898万2,665円の増となっております。これは、第1号被保険者保険料の収納率が見込みを上回ったことなどによるものであります。また、不納欠損額が1,291万3,924円、収入未済額が3,253万2,711円となっておりますが、前年度と比較いたしますと、不納欠損額は約71万円、5.2%、収入未済額についても約430万4千円、11.7%のいずれも減となっております。

一方、歳出は、支出済額が185億1,384万869円で、執行率は98.5%、歳出の内訳は、この資料には記載がございませんけれども、保険給付費が全体の約91.9%を占めるほか、介護保険事務所職員の人件費や介護認定に要する経費、介護予防等を実施する地域支援事業費などが主なものとなっております。

す。

また、不用額は2億8,213万3,131円であり、歳入歳出差引額は5億5,111万5,796円と高額となっておりますが、この中には、保険給付費と地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還金約3億5,600万円や、介護給付費等準備基金に積み立てる第1号被保険者保険料が約1億4,900万円、保険料還付金約150万円などが含まれておりますので、それらを除いた実質的な繰越額は約4,500万円となるものでございます。

両会計を合算した総額につきましては、表の下段に記載のとおり、収入済額が256億5,684万3,152円、支出済額が250億1,006万3,088円で、収入済額に対する支出済額の割合は97.5%、歳入歳出差引額は6億4,678万63円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものでございます。

次に、介護保険関係の主な事業の実施状況について、11ページの下段をご覧ください。

介護保険特別会計では、第9期介護保険事業計画の策定業務及び実態調査業務に係る経費を合わせて、500万5千円、国庫補助対象である介護保険法改正に伴うシステム改修事業が、847万円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

上段の表の公債費の状況でございますが、令和5年度中の元利償還金額は1,446万3,048円、決算年度末の未償還元金は1,943万2,553円であります。

次に、下段の負担金調整基金の内訳をご覧くださいと存じます。

前年度末現在高は合計で1億8,659万4,555円、決算年度中の取崩額が9,000万円、積立額が1億578万9千円で、決算年度末の現在高は2億238万3,555円であります。

次の13ページから15ページまでは、不用額の内訳についての記載となります。1枚めくっていただきまして、14ページ、15ページをご覧ください。

14ページ中段の一般会計の合計は5,753万8,981円、予算現額に対する割合が0.9%であります。また、15ページ下段の介護保険特別会計の合計は2億8,213万3,131円、予算現額に対して1.5%であり、両会計を合わせた不用額の総合計は、資料に記載はありませんけれども、3億3,967万2,112円、歳出予算総額に対し約1.3%に相当する額となります。

主な内訳を申し上げますと、一般会計では、衛生費が約3,500万円、消防費が約1,800万円、また、介護保険特別会計では保険給付費が約2億5,000万円、地域支援事業費が約2,100万円などとなっております。

不用額が生じた要因ではありますが、一般会計では、電気料金や石油製品価格の高騰に伴い増額補正をしたものの、その後の価格の変動と使用する量が見込みを下回ったことから不用額が生じたことなどであります。

また、介護保険特別会計においては、介護サービス利用量が見込みを下回ったことや各市町の地域包括支援センター等への委託事業実績が見込みに達しなかったことのほか、両会計において物件費等について節減を図ったことなどによるも

のでございます。

以上、議案第２７号、令和５年度決算の認定に係る概要をご説明申し上げましたが、事業を進めるにあたり、物価や人件費の上昇により経費が膨らむ現状を踏まえ、今後もより一層効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいりますので、議員各位のさらなるご指導ご協力をお願いするとともに、本案につきましてはよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 (古谷武美)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより「議案第２７号」を採決いたします。本案は原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和６年第２回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。